

経済産業省関係 平成28年度熊本地震復旧等予備費の概要について

平成28年5月31日
経 済 産 業 省

1. 被災中小企業対策関係

(1) 金融支援関係

○中小企業・小規模事業者の資金繰り支援

200.0億円

1) 政策金融

日本政策金融公庫・商工中金が実施している災害復旧貸付等を拡充し、「平成28年熊本地震特別貸付」を創設する。これにより、直接被災事業者のみならず、その取引先の間接被害者や九州地方で風評被害を受けた事業者にまで対象を拡充し、貸付金利を引き下げる。

(措置の概要)

①今般の地震により直接被害を受けた熊本県内の中小企業

当初3年間：基準金利(災害)－0.9%

(－0.9%の限度額：公庫中小・商中 1億円、公庫国民 3千万円)

※4年目以降及び上記限度額を超える分：基準金利(災害)－0.5%

(貸付限度額：公庫中小・商中 3億円(別枠)、公庫国民 6千万円(上乘せ))

②直接被害を受けた熊本県内の企業(大企業を含む)と一定の直接取引があり、業況が悪化している中小企業

当初3年間：基準金利(災害)－0.5%

(－0.5%の限度額：公庫中小・国民・商中 3千万円)

※4年目以降及び上記限度額を超える分：基準金利(災害)－0.3%

(貸付限度額：公庫中小・商中 3億円(別枠)、公庫国民 6千万円(上乘せ))

③上記①②以外で、今般の地震により、業況が悪化している中小企業(九州区域内の風評被害による影響を受けた中小企業を含む)

基準金利－0.3%

(貸付限度額：公庫中小・商中 7.2億円(別枠)、公庫国民 4.8千万円(別枠))

(参考) 基準金利(災害)：中小事業 1.30%、国民事業 1.40%

基準金利：中小事業 1.30%、国民事業 1.85% (平成28年5月時点)

2) 信用保証

信用保証協会が通常の保証とは別枠で借入額の100%を保証する「セーフティネット保証4号」の対象地域を、熊本県はもとより、観光産業を中心に影響が広がる九州地方の各県に順次拡大して実施しているところ(※)、引き続き被害を受けた中小企業のニーズにしっかりと応じられるよう、財政面での支援に万全を期す。

※5月31日現在、熊本県、大分県、鹿児島県、長崎県、宮崎県、佐賀県を対象地域としている
(保証条件)

- ①対象者：指定地域内の業況が悪化している中小企業
(市町村が認定：直接被害、間接被害(風評被害含む)を受けた中小企業)
- ②対象資金：事業の復旧に必要な設備資金、運転資金
- ③保証割合：100%保証
- ④保証限度額(別枠)：無担保8,000万円、普通2億円
- ⑤保証人：原則第三者保証人は不要

○小規模事業者経営改善資金融資事業(マル経融資)

1. 8億円

平成28年熊本地震により被害を受けた小規模事業者の資金繰りを支援するため、小規模事業者経営改善資金融資(通称：マル経融資)制度の災害対応特枠として、以下の措置を実施する。

- ①貸付限度額について、別枠として1,000万円を措置
- ②貸付金利について、別枠1,000万円の範囲内で、当初3年間、通常の金利から直接被害0.9%、間接被害0.5%引下げ

※ 災害により直接又は間接的に被害を受け、かつ、商工会・商工会議所が策定する小規模事業者再建支援方針に沿って事業を行うことが見込まれる方が対象。

※ 通常の金利：1.30%(平成28年5月時点)

(2) 施設・設備復旧関係

○中小企業等グループ補助金

400.0億円

平成28年熊本地震により被災した中小企業等グループが復興事業計画を作成し、グループに参加する事業者がこれに基づいて行う施設復旧等に対し、その費用の3/4<中小企業・小規模事業者・中小企業事業共同組合等>または1/2<その他の者※>を補助する(そのうち国が1/2または1/3、県が1/4または1/6を補助する)。

また、商業機能回復のため、共同店舗の新設や街区の再配置などに要する費用も補助する(補助率は上記と同様)。

※資本金10億円未満の企業(中堅企業)等。

○中小企業組合共同施設等復旧事業

11.9億円

平成28年熊本地震により被災した地域（熊本県）の中小企業組合、商工会、商工会議所等が行う共同施設等の災害復旧事業に要する費用の3/4（国が1/2、県が1/4）を補助する。

○商店街震災復旧等事業

11.0億円

平成28年熊本地震により被災した地域（熊本県）の商店街について、被災したアーケードの撤去・改修、共同施設の改修・建替え、街路灯等の設備の改修等に要する費用の3/4（国が1/2、県が1/4）を補助する。また、商店街によるにぎわい創出事業について定額（上限100万円）を補助する。

○被災地域石油製品販売業早期復旧支援事業

2.5億円

平成28年熊本地震の被災地域の早期復旧、生活再建に必要なSS（サービスステーション）の機能回復のため、被害を受けたSSについて、計量機、防火塀、燃料タンク等の設備の補修又は入換工事に要する費用の3/4を補助する。

（3）持続化支援

○小規模事業者持続化補助金

25.0億円

平成28年熊本地震による影響を受けた地域（九州地方）の小規模事業者が、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、販路開拓等に取り組む際に必要な経費の2/3を補助する（熊本県・大分県に所在する事業者は上限200万円、福岡県・佐賀県・長崎県・宮崎県・鹿児島県に所在する事業者は上限100万円）。

○中小企業・小規模事業者等ワンストップ総合支援事業

2.8億円

平成28年熊本地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者等の経営課題解決を支援するため、①九州地域のよろず支援拠点のコーディネーターの増員、②九州地域の中小企業・小規模事業者への専門家派遣（無料、原則3回まで）、③地域経済への影響の大きい誘致企業・中堅企業の事業再開等のサポート体制の強化を行う。

2. 観光対策関係

○九州地方の地域資源の魅力発信を通じた外国人の消費拡大事業

20. 2億円

平成28年熊本地震による直接被害・観光客の急減により大打撃を受けている九州経済の復興のため、①訪日外国人消費データの分析（口コミ情報・SNS投稿等のビッグデータ分析等）、②魅力的な地域資源の海外発信（優れた地域産品のプロデュース・海外メディアへの発信等）、③海外展示会への地域産品の出展等を行う。

(各事業のお問い合わせ先)

○中小企業・小規模事業者の資金繰り支援

中小企業庁 金融課長 小林

担当者：赤松、岩坂、葉山

電話：03-3501-1511 (内線：5271~5)

03-3501-2876

○小規模事業者経営改善資金融資事業(マル経融資)

○小規模事業者持続化補助金

中小企業庁 小規模企業振興課長 苗村

担当者：松田、楠木、中谷、木村

電話：03-3501-1511 (内線：5382~5)

03-3501-2036

○中小企業等グループ補助金

○中小企業組合共同施設等復旧事業

中小企業庁 経営支援課長 横島

担当者：戸塚、高月、川崎 (グループ補助金)、松田、鹿嶋 (復旧事業)

電話：03-3501-1511 (内線：5331~5)

03-3501-1763

○商店街震災復旧等事業

中小企業庁 商業課長 藪内

担当者：芳田、加藤

電話：03-3501-1511 (内線：5361~6)

03-3501-1929 (直通)

○中小企業・小規模事業者等ワンストップ総合支援事業

中小企業庁 経営支援課長 横島

担当者：戸塚、中島、沖、嘉見

電話：03-3501-1511 (内線：5331~5)

03-3501-1763

地域経済産業グループ 産業施設課長 津村

担当者：古谷野、大光

電話：03-3501-1511 (内線：2781~6)

03-3501-1677

○被災地域石油製品販売業早期復旧支援事業

資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課長 佐合

担当者：小野澤、家田

電話：03-3501-1511 (内線：4661~4663)

03-3501-1320

○九州地方の地域資源の魅力発信を通じた外国人の消費拡大事業

商務情報政策局 生活文化創造産業課長 西垣

担当者：福永、中山、小林

電話：03-3501-1511 (内線：3651~3654)

03-3501-1750